

おにゅーす

NO. 6

2010年10月1日 発行



みよし市主催・地域サロン第6回(9/8)「おわがりでずか福祉サービスパート3」

行政の福祉サービスの内容をよく知っておけば、それぞれの介護の必要に合わせたサービスを利用することができます。今年は高齢福祉課とあいネットで作成した『高齢者のための福祉サービスガイド』(2010年度版)を資料に参加者の方からの具体的な話題をまじえながら、4月、6月の2回学習してきました。

今回は、介護のために使った費用が税金の控除になる場合や払い戻しになる場合のことなどを学習しました。講師は近藤隆彦さん(地域包括支援センター)です。

どんなサービスがあるの? inみよし市 < 福祉サービスガイド 12ページから >

■ 確定申告の医療控除に介護用オムツも加えることができます。

- 要介護認定を受けている方は医師が発行した「おむつ使用証明書」の代わりに市が発行する「医療費(おむつ代)控除証明書」を添付することにより確定申告で控除を受けることができます。

ただし、要介護認定に係る主治医意見書の内容を確認します。証明書発行には基準がありまのでお問い合わせ下さい。

32-8009
(高齢福祉課)

■ 高額介護サービス費の払い戻し。

- 介護保険は自己負担が1割ありますが、高額になると所得に応じて負担の上限が決まり、超えた分については払い戻されます。
- 同一世帯であれば合算することができます。

< 同世帯の夫婦や親子で介護サービスを受けている場合はその自己負担額を合計することができます。 >

32-8009
(高齢福祉課)



該当している方には市から通知がありますよ。

■ 高額医療 合算介護サービス費の払い戻し。

- 1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担の合計額が一定の上限額を超える場合、所得に応じてその超えた分について払い戻されます。



ショートステイを沢山使ったり、入院したりした場合は、この件についてお問い合わせ下さい

32-8011
(保険年金課)

■ 介護保険負担限度額の認定について。

- ・ 市町村税非課税世帯の要介護認定者が介護保険施設に入所したときや ショートステイを利用したときに、所得に応じて 食費と居住費の利用者負担が軽減されます。

32-8009

(高齢福祉課)



…以上のような**4つのサービス**があることを忘れないで押えておきましょう。

これらのサービスには、

いろいろなケースについて、それぞれの方法を整理して

手続きを進めていかなければならない場合が多い案件です

「アッ…活用できるかな?！」と思われるならば電話で

問い合わせして下さい。そのあと **高齢福祉課・窓口まで**

出向かれることをおすすめします。

次回からの地域サロンスケジュール

10月20日(水) 10:00~15:00.

■ 参加費 200円

■ バスでゆく施設見学 …… 特別養護老人ホーム ひまわりの街<豊田市>
 “ ほほえみの里<知立市>

・ 集合、解散の場所 …… みよし市市役所、西駐車場

・ 集合、解散の時刻 …… 10:00 → 15:00 ごろ

11月10日(水) 10:30~12:00

■ 明越会館・調理室

■ 参加費 200円

<内容> パックワッキング・パート2

— かんたん介護食作り —

試食とおしゃべり。

■ 問い合わせ、申し込みは …… みよし市 地域包括支援センター 窓口、又は、

NPO法人 あいちNPO市民ネットワークセンター

TEL 090-4164-1606

FAX 0561-34-6772